



第3期

多可町
子ども・子育て
支援事業計画

概要版

令和7年3月
多可町

1 計画の概要

○ 計画策定の背景と趣旨

国は、依然続く少子化の進行や待機児童の問題、多様化する子育てに関する諸問題に対応するため、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月に『こども家庭庁』を創設しました。

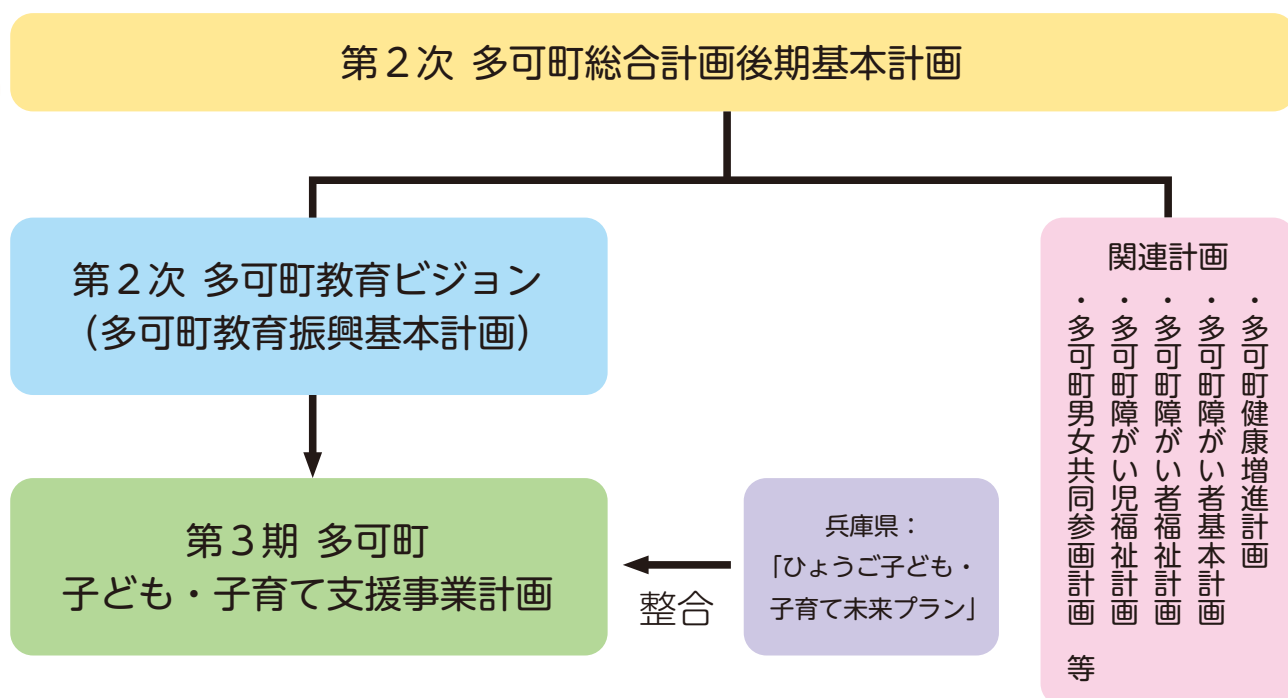
多可町においては、「第2期多可町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」を策定し、こどもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を的確に位置づけ、こどもの健やかな成長が保障されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

「第2期多可町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度でその計画期間を終了することを受け、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本町における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、地域の協力の下、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに「第3期多可町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

○ 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本町のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

また、まちづくりの基本となる「第2次多可町総合計画後期基本計画」や「第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」の中に包括された計画のひとつとして、関連の分野別計画との整合を図るとともに、「多可町母子保健計画」を包含した計画として位置づけます。

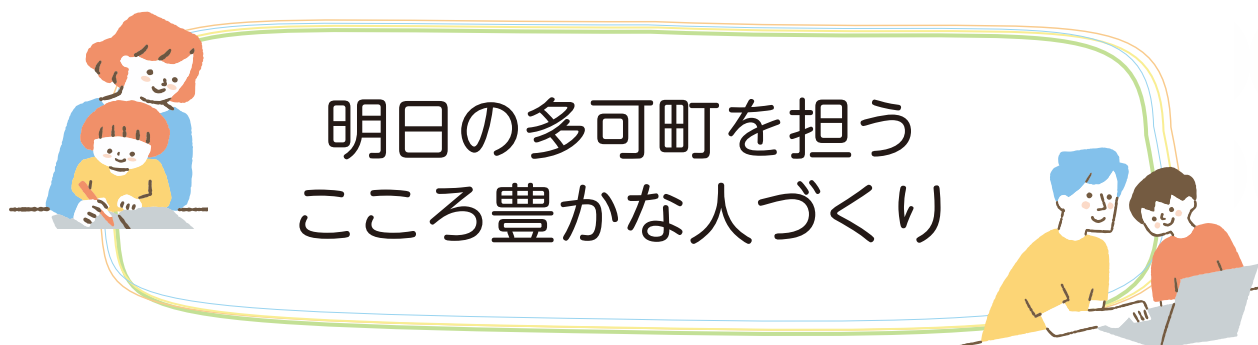


2 計画の基本的な考え方

○ 基本理念

「第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」では、基本理念を「明日の多可町を担うところ豊かな人づくり」、重点目標を「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、ところ豊かな子どもの育成」と「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」として、本町の教育を推進しています。

本計画では、多可町教育ビジョンの重点目標を基本理念とし、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に進めていきます。



まちづくりの基礎は、人づくりにあります。これからの時代を担うこどもたちに、確かな学力、人を思いやる豊かなこころ、健やかな体など、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を培う教育を、より一層充実させていきます。また、豊かな自然、温かい人情、良き伝統と文化を持った「ふるさと多可町」を愛し、誇りに思う気持ちを育んでいきます。そして「多可町で学んでよかった」、「多可町に住んでよかった」と実感することの育成を目指して取り組んでいきます。

○ 目指す子ども像

生涯を通して自立し自らを高め、社会に貢献できる人材育成のための基本指針として策定された「第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」では、本町の目指すべき子ども像として就学前においては「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子ども」、就学後においては「ふるさと多可町を愛する子ども」、「夢や目標に向かってたくましく生きる、ところ豊かな子ども」と決めました。

子ども像

就学前

豊かな心を持ち、
多可町の自然にふれ、ひたり、
主体的に遊ぶ子ども



就学後

ふるさと多可町を
愛する子ども

夢や目標に向かって
たくましく生きる、
ところ豊かな子ども



3 施策体系

1つの重点目標と5つの基本目標ごとに基本施策と施策の展開を整理します。

○ 基本理念 ○

明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり

○ 重点目標 ○

子ども・子育て支援事業の
整備・実施

- (1)教育・保育事業の提供
- (2)地域子ども・子育て支援事業の提供
- (3)教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保
- (4)子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

○ 基本目標 ○

1 地域における子育て・親育て

- (1)世代間交流の充実
- (2)体験を通じた学び場の提供
- (3)地域交流を通じた学び場の提供
- (4)こどもや保護者の自主的な活動の充実・支援
- (5)親教育の場の提供

2 こどもの健やかな育ちを支える
環境づくり

- (1)小児医療等の充実
- (2)妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援
- (3)相談支援
- (4)食育の推進

3 こどもが安心・安全に成長
できる環境づくり

- (1)地域防犯力の向上
- (2)安全な環境づくりの推進

4 ワーク・ライフ・バランスの
推進

- (1)男女共同参画の啓発
- (2)仕事と子育ての両立支援

5 様々な家庭の状況に応じた
きめ細かな支援の推進

- (1)こどもの人権擁護・児童虐待防止
- (2)障がいのあるこどもと家庭への支援
- (3)家庭の経済状況等にかかわらず、こどもが健やかに育つための支援

4 施策の展開

重点目標 子ども・子育て支援事業の整備・実施

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、令和7年度から令和11年度までの5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、町として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。本町においては、町内のニーズを柔軟に把握、吸収し、さらに提供体制が整えられるよう、区域を1圏域（全町）とします。

1号認定（3～5歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（1）量の見込み	人	50	45	40	36	36
（2）確保方策	人	75	75	75	75	75
（2）－（1）差引	人	25	30	35	39	39

2号認定（3～5歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（1）量の見込み	人	210	190	168	152	153
（2）確保方策	人	227	227	227	227	227
（2）－（1）差引	人	17	37	59	75	74

3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（1）量の見込み	人	8	8	7	7	7
（2）確保方策	人	35	35	35	35	35
（2）－（1）差引	人	27	27	28	28	28

3号認定（1歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（1）量の見込み	人	27	41	41	38	37
（2）確保方策	人	53	53	53	53	53
（2）－（1）差引	人	26	12	12	15	16

3号認定（2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（1）量の見込み	人	48	33	50	49	47
（2）確保方策	人	69	69	69	69	69
（2）－（1）差引	人	21	36	19	20	22

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号	こどもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	こどもが満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
3号	こどもが満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

◎ 基本目標 1 地域における子育て・親育て

(1) 世代間交流の充実

- ・子育て家庭がより身近な場所で気軽に相談や交流ができる環境を整備するとともに、親子のつながりがより一層広がるよう事業内容の充実を図ります。

(2) 体験を通じた学びの場の提供

- ・地域社会での体験活動や交流などを通して、こどもたちが社会性を育み、生きる力の基礎を培えるよう支援します。
- ・命の尊さを学ぶとともに、こどもたちの自尊感情を育みます。



(3) 地域交流を通じた学びの場の提供

- ・こどもたちは、地域との関わりの中で成長します。家庭・学校・職場・地域の人たちなど、多くの人々がこどもたちの成長、子育てに関わり、地域全体で子育てをする社会を目指します。
- ・こどもたちが安全で安心して遊んだり、学んだりできる地域の環境づくりを推進します。
- ・「敬老の日発祥のまち」として、全国に向けて「敬老精神」を発信していきます。

(4) こどもや保護者の自主的な活動の充実・支援

- ・多様な体験や交流を通して、こどもや青少年の情操を高め、心豊かな人間性やリーダーシップを養うことを目的とし、自然体験、社会体験、運動・遊び、文化活動等、こどもの健全育成を促進し、こどもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。

(5) 親教育の場の提供

- ・こどもの発達段階に応じた子育てに関する学びの機会をつくり、親育ちの過程を支えることができるような支援を推進します。
- ・こどもたちが、親子のつながりを感じ、家族のあり方を考える中で、父親の育児参画を促し家族の育児力の向上につなげます。



◎ 基本目標 2 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり

(1) 小児医療等の充実

- ・どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実に努めます。

(2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援

- ・妊産婦の不安軽減や心身の健康管理、産後の経過確認、新生児等の健全育成を促進するよう努めるとともに、産後の心身ともに不安定で、子育てに戸惑いが多い時期に、保健師・助産師等の専門職が丁寧に対応することで、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

(3) 相談支援

- ・令和7年4月から、児童福祉施策と母子保健施策を一体的に提供できるよう「多可町こどもサポートセンター」を設置します。
- ・「子ども子育て学びと健康のエリア」(中区岸上)に関係機関を集約・連携強化を図り、妊産婦及び保護者の子育てに対する不安や悩みを解消でき、だれもが利用しやすい相談・支援体制の構築・強化を目指します。

(4) 食育の推進

- ・心身の健全な成長の基礎となる「食」について、親のみならず、こどもたちにも正しい情報・知識を提供するとともに、地元でとれた野菜等の安全性や栄養に配慮した食事をする生活習慣を身につけていくことを支援します。

基本目標3 こどもが安心・安全に成長できる環境づくり

(1) 地域防犯力の向上

- ・地域ぐるみであいさつ運動の展開や、見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪の抑止力を高めます。
- ・こどもが自らの安全を守ることができるよう、交通安全、防災、防犯意識を高める指導を充実します。



(2) 安全な環境づくりの推進

- ・避難所となる小学校体育館や未設置の特別教室に空調設備を設置したり、環境教育及び防災教育を充実させたりするなど、ハード、ソフト両面で学習環境の整備及び避難所機能の強化を推進します。
- ・地域住民と一緒にこどもたちを見守り、地域とともにある学校を目指します。

基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女共同参画の啓発

- ・男女がともに社会的・家庭的責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての啓発を行うとともに、働き方の見直しや子育て支援の充実を図ります。
- ・関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実を図ります。



(2) 仕事と子育ての両立支援

- ・就労を望む子育て中の母親の生活形態に応じた就労支援に努めるとともに、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し得る保育環境の整備と充実を進めます。

○ 基本目標 5 様々な家庭の状況に応じたきめ細かな支援の推進

(1) こどもの人権擁護・児童虐待防止

- ・児童虐待防止の観点から、子育てに関する不安の軽減や、親の孤立防止、親同士の交流などを進めることが必要です。令和7年4月から、児童福祉施策と母子保健施策を一体的に提供できるよう「多可町こどもサポートセンター」を設置し、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や子育てなどの情報提供を行い、関係機関と連携しながら子育ての正しい知識を得るための教育や広報、啓発活動を進めます。
- ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のために、児童相談所や民生児童委員などの関係機関との連携を強化するほか、産後うつの早期発見・早期支援を行うため医療機関とも、より一層の連携を進めます。
- ・「多可町いじめ防止等に関する条例」及び「多可町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくとともに、地域、家庭、関係機関と連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期解消）の対策を推進します。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家による相談体制を強化するとともに、町の関係機関等が連携して「子育て・学校園サポートチーム」を設置し、児童生徒を取り巻く複雑な課題の早期解決を図ります。
- ・町内全小学校を対象に、花の苗や球根を育てることにより生命の尊さを実感し、豊かなこころを育み、優しさと思いやりのこころを体得するため、2年に1度、「人権の花運動」を実施します。



(2) 障がいのあるこどもと家庭への支援

- ・障がい児とその家族の支援については、町内の関係機関や県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細かな支援を行います。

(3) 家庭の経済状況等にかかわらず、こどもが健やかに育つための支援

- ・幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当の支給など、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭を対象としたハローワークの出張相談を開催するなど、相談や情報提供の機会を充実するとともに、児童扶養手当など、ひとり親家庭の生活の安定を図るための経済的支援を行います。
- ・外国人のこどもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者等への支援を行います。
- ・第3期計画の進捗の中で、新たな支援策も検討していきます。



第3期多可町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行 多可町教育委員会 こども未来課
〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地
TEL: 0795-32-2385 FAX: 0795-32-4318